

「防火構造の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1359 号）」改正の件

平素は弊社窯業系サイディングに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、表題の件、告示内容改正に伴い外壁の窯業系サイディングにつきましても、不燃下地以外にお使いいただく場合、告示での対応が可能となりました。

弊社におきましては、下記の製品が告示に適合致しますのでご案内申し上げます。

記

1. 告示適用製品（告示追加の内容）

- ①窯業系サイディング 15mm 以上の製品（中実品）
- ②窯業系サイディング 18mm 以上の製品（中空品で中空部を除く厚さが 7mm 以上）

<弊社該当製品>

- ・レジェール 厚さ 21mm
- ・フィルテクト 厚さ 16mm
- ・ネオロック 厚さ 18mm
- ・エクセレージ 厚さ 15mm、厚さ 16mm
- ・セラディール 厚さ 16mm、厚さ 18mm

2. 告示非適用製品

- ①窯業系サイディング 14mm の製品（中実品）
- ②窯業系サイディング 16mm の製品（中空品）

<弊社該当製品>

- ・ネオロック 厚さ 16mm
- ・エクセレージ 厚さ 14mm
- ・セラディール 厚さ 14mm

\*表面の塗装仕様にかかわらず、製品の板厚によって異なります。

3. JTC 大臣認定について

H12 年告示 1359 号の仕様に適合の有無にかかわらず、JTC 大臣認定は有効です。木造外壁の防火構造の場合は、認定番号 PC030BE-9201 が使用できます。鉄骨造外壁につきましては当該告示には含まれませんので、従来通り鉄骨造外壁防火構造認定番号 PC030BE-9202 をご使用ください。また 4 5 分準耐火、1 時間準耐火につきましても、従来の認定番号での対応となります。

4. 窯業系サイディングを使用した防火構造告示の要点

- ・部位 外壁
- ・構造 木造（軸組、枠組み）工法
- ・断熱材 なし、グラスウールまたはロックウール
- ・屋内側被覆 せっこうボード 9.5 mm以上等

以上、宜しくご高配の程、お願いを申し上げます。